

平成 2 2 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京 丹 波 町 議 会

平成 2 2 年 第 3 回 京丹波町 議会 臨時会

平成 2 2 年 8 月 9 日 (月)

開 会 午 前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度 (繰越) 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について

第 6 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度 (繰越) 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約について

第 7 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員 (1 6 名)

1 番 横山 勲 君

2 番 岩田 恵一 君

3 番 篠塚信太郎 君

4 番 梅原 好範 君

5 番 森田 幸子 君

6 番 村山 良夫 君

7 番 山内 武夫 君

8 番 東 まさ子 君

9 番 野口 久之 君

1 0 番 坂本美智代 君
 1 1 番 原田寿賀美 君
 1 2 番 松村 篤郎 君
 1 3 番 北尾 潤 君
 1 4 番 小田 耕治 君
 1 5 番 山田 均 君
 1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9名）

町	長	寺 尾 豊 爾 君
副 町	長	畠 中 源 一 君
教 育	長	朝 子 照 夫 君
参	事	岩 崎 弘 一 君
参	事	野 間 広 和 君
総 務 課	長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課	長	山 田 洋 之 君
土 木 建 築 課	長	十 倉 隆 英 君
教 育 次	長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により13番議員・北尾潤君、14番議員・小田耕治君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第5号他3件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

8月6日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、総務文教常任委員会が閉会中に開催され、所管の調査研究、現地踏査が実施されました。

7月5日に福島県猪苗代町議会、産業厚生常任委員会が、また、8月3日に滋賀県甲賀市議会一部会派の方々が本町に視察に来られました。

7月28日には、京都府町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、当町からは14

名が参加し研修をいただきました。

また、8月3日には京都府市町村振興協会主催の一期目議員研修会が開催され、7名が参加し研修をいただきました。

議会広報特別委員会は、議会だより 京丹波第22号の発行をいただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について～日程第7、議案第62号 平成22年度消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第62号 平成22年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。ことのほか本当に暑い毎日でございます。7日の土曜日が暦の上では立秋だということを知りました。そんなことで、本日朝は、比較的しのぎやすい朝のことだったと私は感じ取ったんですが、それにしましてもこの暑さ、皆様方にお見舞いを申し上げたい。あるいは、ご機嫌うるわしいご様子にお喜びを申し上げるとことであります。

本日ここに、平成22年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いいたしております。

一人親家庭に対する自立を支援するため、本年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、関連部分の条例改正を行ったものであります。

議案第60号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目

的ホール等増築工事請負契約の変更につきましては、契約金額に4,411万9,950円を追加し、5億5,378万9,950円とすることについてお願いいたしております。

エレベーター棟工事の追加のほか、校舎棟において耐震補強工事などを追加するものであります。

議案第61号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約につきましては、山寅・新井・猪田特定建設工事共同企業体と、2億6,302万5,000円をもって契約を締結することについてであります。

工事の概要につきましては、京丹波町大朴地内において、鉄筋コンクリート造平屋建で、建築面積は1,009平方メートル、延床面積は962平方メートルであります。電気設備工事、機械設備工事などのほか、既設屋内運動場等の解体撤去を含むものであります。

なお、工期は平成23年3月18日までといたしております。

議案第62号 平成22年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、大槻ポンプ工事株式会社から消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車3台を3,795万7,500円をもって購入しようとするものであります。老朽化に伴う更新として、消防ポンプ自動車は瑞穂支団に、小型動力ポンプ付積載車につきましては、すべて丹波支団に配属するものであります。

なお、納期は平成23年1月28日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは承認第5号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

当条例につきましては、先程町長の提案理由の説明にもございましたとおり、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係部分の改正を行うものでございまして、7月30日に専決処分をしたものでございます。

内容といたしましては、児童扶養手当につきましては、もともと公的年金を受給できない母子世帯を対象としており、他の法律による給付がある場合は、受給調整が行われておるといわけでございますが、消防団員の公務災害補償との受給調整につきましては、児童扶養手当法の中では行われていないために、消防団員の災害補償のほうを減額して受給調整を行うこととなっておりますのでございます。

従いまして、今回新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことから、父子家庭における受給調整の規定を設けると、そういうものでございます。

それでは改正部分でございますけれども、新旧対照表のほうで少しご説明を申し上げたいと思います。

まず、条例附則第5条第7項第1号の「若しくは第4号」を「第5号若しくは第10号」に改めておりますけれども、第5号につきましては、児童扶養手当法の改正による4号の号ずれでございまして、実際に追加されましたのは第10号のみということになっております。

この10号の内容でございますが、消防団員の災害補償のほうを減額する場合といたしまして、母が一定程度の障害の状態となって父子家庭と認定された場合に、父が受け取る公的年金給付の加算対象にその子供さんがなっているときにおきましても、児童扶養手当は支給をされてしまうということから、消防団員の災害補償のほうを減額すると、そういうものでございます。

次に、最下段でございますが、第2号におきまして、第4条第2項第3号の次に、「第8号、第9号又は第13号」を加えておりますが、これにつきましては、条文の組み立ての変更がございまして、改正前の第3号を第3号と第8号、第9号に分割して規定をしております、実際に追加をされたのは第13号のみということでございます。

この第13号の内容でございますが、この2号関係につきましては、消防作業従事者についての規定でございまして、消防作業従事者に係る損害補償については、労基法による遺族補償とみなしまして、6年間は消防団員の公務災害補償のほうで子の加算を行うということから、児童扶養手当は6年間支給されませんけれども、6年経過後は児童扶養手当が支給されることとなりますために、消防団員の災害補償のほうを6年後には減額するというところでございます。

今回、第13号において、父子家庭の規定を追加したというものでございます。

以上、分かりづらいことでございますけれども、以上で補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 続いて、谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは私のほうからは議案第60号について、まず補足説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたように、今回変更額といたしまして、4, 411万9, 950円を追加させていただきまして、変更後の契約額を5億5, 378万9, 950円に契約変更を行おうとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、別紙資料を添付いたしておりますので、概略これに基づきまして説明を申し上げたいと思います。

今回の主な変更の内容、いわゆる追加内容でございますけれども、一つは、エレベーター棟工事を追加させていただくものでございます。構造規模等につきましては、鉄骨造と合わせまして、鉄筋コンクリート造ということになっております。地下1階地上3階建てでございます。延床面積は、82.54平方メートルでございます。

エレベーターの概要でございますが、各階にエレベーターホールを設けるものでございますし、エレベーターの仕様といたしましては、積載荷重750キロ、いわゆる定員は11名でございます。

それから、このエレベーター棟を追加させていただくことにつきまして、どうしても壁に開口部を開けなければならないということで、それに替わる耐震補強工事の追加をお願いいたしております。

現状の耐震診断の結果、I s 値は0.8でございますが、この0.8を下回らないように、ここにもございますように西側の開口部の閉塞ということになっておりますが、これは、いわゆる、現在窓が設けてあるところでございますけれども、これをふさいでしまおうということで、この部分が5箇所、それから、北側開口部の一部閉塞、これについては、現在の窓の大きさを少し小さくして縮めて壁の部分を増やして強度を保持するということになっておるところでございます。

以下、図面等をつけておりますので、またご確認をいただければというふうに思っております。

それでは、議案の朗読をさせていただきたいと思います。

議案第60号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について 平成22年6月8日の京丹波町議会定例会において議決のあった平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の一部を次のように変更する。 平成22年8月9日提出 京丹波町長 寺尾 豊爾 2 契約金額中「509,670,000円」を「553,789,950円」に改める。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第60号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第61号の補足説明を申し上げたいと思います。

ページをめくっていただきまして、次の入札結果表については、お手元に添付させていただいているとおりでございます。もう1枚めくっていただきまして、別紙資料ということで

今回の改築工事の概要を記載させていただいております。

現行の屋内運動場棟につきましては、耐震基準が0.07という診断がでておるところでございます。従いまして、早期に安心安全を確保するということで、別棟にいたしまして新しい屋内運動場棟を建築するものでございます。あわせまして、現行の施設を解体しようとするものでございます。

構造規模でございますが、新たに設置いたします屋内運動場につきましては、鉄筋コンクリート平屋建一部鉄骨造でございますが、962平方メートルとなっております。

アリーナにつきましては、既存の施設よりも77平方メートル面積を増やしまして657平方メートルでございます。天井高につきましても2.6メートル高くいたしまして、8.1メートルといたしております。

主なアリーナの内容でございますけれども、それぞれの球技いわゆるバスケットボール、ミニバスケットボール、バレーボール、バドミントン等のコートとして確保しているところでございます。

その他、付属の施設といたしましては、障害者等がお使いいただく多目的トイレ、あるいは男女それぞれのトイレ、更衣室、倉庫、ステージ等を備えているところでございます。

また、外構といたしましては、玄関のアプローチといたしまして、階段それからスロープも併せ持つ施設といたしております。

その他、解体工事といたしまして、既存の屋内運動場の解体、それからそれ以外の施設も設置をいたしておる訳でございますが、プレハブ棟の建物もあわせまして解体を行うものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、朗読をさせていただきますして補足説明にかえさせていただきます。

議案第61号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約について 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記 1 工事名 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事
2 契約金額 263,025,000円 3 契約の相手方 京都府福知山市字篠尾1
37番地の6 山寅・新井・猪田特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山寅組 福知
山支店 支店長 水嶋武夫 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第

2 3 4 条第 1 項の規定による一般競争入札 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町大朴地内 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成 2 3 年 3 月 1 8 日まで 平成 2 2 年 8 月 9 日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 1 号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは議案第 6 2 号 平成 2 2 年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約について、補足説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもございましたとおり、今回老朽化に伴う更新といたしまして、消防ポンプ自動車 1 台、小型動力ポンプ付積載車 3 台を購入するものでございます。

消防ポンプ自動車につきましては、瑞穂支団第 1 分団瑞穂第 2 本部。担当といたしましては、和田、大朴地区でございますが、そこに配備をいたします。さらに小型動力ポンプ付積載車につきましては、丹波支団第 3 分団第 1 部。担当地区は上野でございます。さらに丹波支団第 4 分団第 1 部。担当地区は曾根、院内、幸野、森区でございます。そして、丹波支団第 6 分団第 2 部。実勢でございますがそちらのほうに配備をするというものでございます。

仕様等につきましては、資料をお付けしておるということでございますので、またお目とおしをいただきたいと思います。

なお、今回更新いたします車両につきましては、全て昭和 6 2 年に導入した車両ということでございまして、導入時においては 2 3 年が経過するというものでございます。

それでは、議案第 6 2 号を朗読をさせていただきたいと思います。

議案第 6 2 号 平成 2 2 年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約について 平成 2 2 年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成 1 7 年条例第 4 7 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記 1 契約名 平成 2 2 年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約
2 契約金額 3 7, 9 5 7, 5 0 0 円 3 契約の相手方 京都府綾部市本町 7 丁目 6 7 番地の 2 大槻ポンプ工業株式会社 代表取締役 大槻浩平 4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条第 1 項第 1 号の規定による指名競争入札
5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷 6 2 番地 6 京丹波町役場

6 契約期間 議会の議決を得た日から平成23年1月28日まで 平成22年8月9日
提出 京丹波町長 寺尾豊爾 以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、承認第5号を採決いたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

○議長（西山和樹君） 次に議案第60号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更についての質疑を行います。

横山君。

○1番（横山 勲君） みなさんおはようございます。上程されております議案第60号について、2、3点お尋ねしてまいりたいと思います。

まず最初第1点目でございますが、今回第一・藤田・山本の企業体との変更契約になっておるわけでございますが、なぜ変更契約になっておるのか、その辺の経過等についてお尋ねをいたします。とりわけ今回の工事そのものはエレベーター工事が主体の工事であります。普通エレベーターと言いますと、本来は輸送機のメーカーが工場で製作をし、そして現地で組み立てる、いわゆる製造系工事にかかる部分が非常に多いのではないかと思います。今回、今申し上げました共同企業体との変更契約になっておるわけでございますが、その点、経過についてまず最初にお尋ねいたします。

そんなふうことの中で、今回4,411万9,000円余りの増額になっておるわけですが、これらについてのまず最初に設計額といいますか、予定価格についてはいくらであったのか。あるいはそのことに基づいて入札工事日以降の入札参加の業者の状況はどうであったのか。あるいはまた入札金額あるいは落札率等の状況はどうであったのかお尋ねをいたします。

あわせて耐震の問題でございますが、本来耐震は当初からエレベーターをつけるということは予測されておって、計画されておったわけでございますので、今日になって耐震の追加をしなければならないということについては、本来もう少し早い時点でわかっておったのではなかろうかと。あるいは予測されておったのではなかろうかと思うわけですが、そんなふうなことについて、予測はなぜされてなかったのかお尋ねをいたします。

まず最初にそのことについて、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） お尋ねの件でございますが、一つは別発注ができなかったのかというご質問だと思っております。当初からこのエレベーターは設計に組み込んで一つの事業として発注予定をいたしておったところでございますが、先程のご質問の中にもございましたように、開口部を開けるということになりますので、再度耐震診断を受けなければならないという事態が生じたところでございます。したがって、できるだけ速やかにそういった2回目の耐震診断を受けるべきところでございましたが、現実にそういうことを行わせていただいたのは6月ということで、6月の議会にも申し上げたところでございまして、そういった意味で残る工期との関係もございまして、耐震診断がどのような形で判定されるのかということもございまして、今から別発注ということになりますと極めて工期完了が難しいということが想定されたところでございます。

あわせて、エレベーターの設置の考え方については、今、桧山小学校には体のご不自由な児童さんがおいでやないわけでございますけれども、統合いたしますと、他の学校の児童さんでどうしても体にご不自由が生じている子供さんがおいででございますし、そういった意味も含めてバリアフリーを何とか今回の改修に含めてやらなければならないという視点で、当初からエレベーターは設置をさせていただくという考え方でございました。

それから、今回のこの追加工事の考え方でございますけれども、基本的には当初の工事のいわゆる落札率といいますか請負率ですね、これをもとに金額を算定いたしております。考え方といたしましては、当初の設計額、いわゆる消費税込みの設計額、これを分母といたしまして、分子には入札後の落札額、これを分子にいたしまして、請負率というのを求めてお

ります。その率が少し細かい数字で申し上げますと、0.83704087という数字がでております。したがって、エレベーター棟、それからこの壁の閉塞この部分の額にこの請負率が掛かった後の額が今回の追加額というふうにご理解を賜われれば嬉しく思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 結論として随契にしたと。こういうことだというふうにお聞きしたわけですが、申し上げましたように一般の工事の部分と工場等で製造製作いたしますそうした製造系工事については、同じ入札率で請負率でよかったのかということを非常に私は疑問視するわけです。工場製作の場合は、当然そこに企業努力があるわけですが、果たしてそのことが公正な今回の契約状況であったかということについて、今一度指摘をしておきたいというふうに思います。

あわせて、開口部の耐震の問題でございますが、このことについても当初からエレベーターをつけるということになっておりましたので、なっておる以上なぜ耐震の問題について事前にもう少し調査ができなかったのか。このことについても2点指摘をしておきたいというふうに思います。

あわせてそういう状況の中で、工事の進捗状況のお話が今もでましたので、あえて申し上げますわけですが、私は、6月の確か8日の本会議であったと思いますが、本件が上程されまして、その時に共同企業体ということについて、いわゆる企業体というのは、施工力だとか、技術力だとか、経営力だとかこういうものの結集によって企業体を組んでいくんだということが通常であるという質問をした経過もあるわけですが。

またあわせて、その折にいわゆる企業体の施行実績についてもお尋ねをいたしました。あるいはまた総合評価値いわゆるP点についてもお尋ねをいたしました。そういうことの中で、確か完成が来春の3月18日でございますか、なっておるわけですが、私実は、少し以前こうしたことについてかかわってまいりました経過もあることから、一昨日現地を少し見せていただきました。そして、現地の施行工程なんかについても少しいろいろ昔のことを思い出しながら中身を見せていただいたわけですが、おおよそ現状で4日から5日間くらい遅れておるのではなかろうかなという私の予測でございますが。そのことは先程お話がでております耐震化の追加工事があったことが、私は大きな要因ではなかろうかなと。あるいはこれらの工事についても詳細がわかりませんが、大変な追加工事になるのではなかろうかなという、大変な金額は別として、実際作業をします内容からしますと大変な手順変更も含めて工事になるのではなかろうかなということを心配いたしております。

今の状況でもう夏休みもあと20日くらいしかないわけですが、期間中それぞれの皆様方にご努力いただいて一日も早い完成を願うわけですが、お尋ねしたいことは、エレベーター工事の工事費がいくらで、そうした耐震化の部分の追加工事がいくらであったのか。4,411万9,950円の内訳について大まかに2点お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、エレベーター棟でございますが、直接工事費として設計額は、3,166万6,000円になっております。それから耐震改修890万6,000円が設計額ということでございます。

ただし、これに共通仮設費でございますとか現場管理費、一般管理費等が加わるということでございますし、あわせて消費税等も加算されるということで、概算値ということで申し訳ございませんがご理解を賜りたいと思いますが、そういうことで、計算いたしますとエレベーター棟が昇降機も含めてでございますが、約4,100万円。それから耐震改修にかかわる部分が、1,150万円ということでございます。

これに先程の申し上げました請負率等がかかった後が今回追加をお願いしております金額ということでご理解を賜りたいと思います。

若干の誤差はございます。申し訳ございません。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねをしておきたいと思うんですが、1点は今回追加工事ということなんですが、当然随契といいますか、追加契約をする場合にはそういう要因といいますか、根拠といいますか要件が必要やと思うんですけども、今回の場合についてはそういう要件から見てやむを得ないといいますか、そういう内容になっておるのかどうか。今、若干説明もありましたけれども、改めてその点お尋ねをしておきたいというのが1点と、それから、今回このエレベーターが設置をされますと、当然それを子供たちが使うということになると思うんですけども、通常の使用方法ですね、どのような形で使うことになるのか、先程障害の子供がおるということでありましたけれども、その子に限定されるのか。そうしますと管理をどうするかという問題もあろうかと思うんですけども、その辺のことは現時点で一定そういう使用の方法というのは明確になっておるのかどうか。あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 追加で随契をした根拠といいますか、そういうものはどうかということでございますが、先程も申し上げましたように、当初はこのエレベーター棟を含ん

で設計を行っておったところでございます。私どもの認識不足といわれれば本当にそのとおりで申し訳ないと思うわけでございますが、これを開口するということについて再度の耐震診断が必要になってきたということと、耐震診断をしていただいて、判定委員会にかけていただいて結論をいただく訳でございますが、そういった期間を少し要するということで、どうしても残りの工期のことを考えますと、単独で随契で追加をお世話になりたいという考え方に至ったところでございます。

それから、エレベーターの使用法でございますが、これについては学校とも十分相談をさせていただきたいと思っております。今、明確に明らかにこういった形に使用するということには決定をいたしておりませんが、基本的には先程も申し上げましたように体の不自由な子供さんがまずはお使いをいただくのは当然でございますし、その他、給食の配膳等もあるわけでございますし、こういったものにもやはり活用もしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

議案第60号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契約についての質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ただ今上程になりました議案第61号につきまして、何点かお聞きをいたしたいと思います。

まず第1点目になりますが、本工事の契約金額2億6,302万5,000円の財源内訳

と、国庫補助基本額及び補助率につきましてお聞きをいたしたいと思います。

予算につきましても当初より大幅に補正増額されていますので、現予算額がいくらなのか、このことにつきましてもお聞きをいたしておきたいと思います。

次２点目ではありますが、入札方式につきましてお聞きをいたします。今回の入札方式は総合評価方式の条件付一般競争入札ということになって執行されたところございますが、先にありました桜山小学校校舎屋内運動場増改築工事では予定価格が６億円を超える工事にもかかわらず、工期がないという理由で総合評価方式は行われなかった経緯がございます。今回の工事につきましても、工期は桜山小学校と同様厳しいのではないかというふうに考えておきまして、なぜ、このような約２ヶ月間もかかるような総合評価方式を採用されたのかその理由につきまして、明確なご答弁をお願いしたいと思います。

次第３点目でございますが、総合評価方式の技術評価点の採点等につきましてお聞きをいたしておきたいと思います。

業者から提案されました施行計画の各項目につきまして、技術評価点の採点はどのような過程を経まして決定されているのかということにつきましてお聞きをいたしておきます。

次第４点目でございますが、分離発注につきましてお聞きをいたしておきます。

今回の工事の中にも既設の屋内運動場ひと棟とプレハブ建物３棟の解体工事が一括発注されております。工事契約時に度々、地域経済の活性化等ですね、１社でも多い町内業者に受注機会が与えられるように分離分割発注を検討して欲しいということを申し上げてきましたが、何ら考慮されていない理由は何なのか。この４点につきましてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず財源内訳の関係でございますが、今回繰越をさせていただいた総額、これが繰越予算ということになるわけでございますが、３億２，６５９万３，０００円でございます。内、国庫の補助金、後ほど分けて申し上げますが、２億４０８万７，０００円。それから地方債が、これは合併特例債でございますけれども、７，３４０万円。一般財源が４，９１０万６，０００円でございます。内、文科省の国庫の関係でございますが、これにつきましては、配分基準面積掛ける建築単価ということで求められるわけでございますが、建築単価は１７万６００円ということになっておりまして、これに８５９平米の配分面積というのを掛けた後の額をベースとして補助金が算定されておるということで、補助率は１００分の５５でございます。

これが基本的な部分でございますけれども、実際にその１００分の５５で算定される国庫の負担額は、９，４４９万円でございます。これもきっちり１００分の５５で９，４４９万

円の数字は求められません。これは、国の経済対策等の絡みもございまして、枠配分的な交付決定ということになっておるところでございます。

それから、それ以外の国庫が入っておりまして、これについては、経済対策の関係で、公共投資の臨時交付金でございます。これが1億959万7,000円。この二つを合わせますと2億408万7,000円が国庫の支出金になるところでございます。

財源内訳については、以上のようなところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 続きまして、なぜ今回は総合評価方式としたのかというご質問でございました。先程議決をいただきました小学校の関係につきましては、以前少し説明もしたかと思うんですが、特に全体的な工期も厳しい中でさらに夏休み中に4割近くの工事をこなさなくてはならないということがございましたので、そういった面で入札の事務日数が比較的にかからない価格競争としたところでございます。今回の中学校の屋内運動場につきましては、金額的にも大きい関係でもございますし、総合評価方式としたところでございます。

それから、評価の採点方法の経過でございますけども、施行要綱によりますと、総合評価競争入札の審査委員会というのは、いわゆる指名委員会の委員が兼ねておりまして、最終的にそこで評価点を決定しております。それまでには担当者、監督員も含めまして、担当課2名と、監理課2名で下評価といいますか、事前に技術的なところを合議制によりまして審査の試算をつくりまして、それを持って国交省の学識経験者の方のご意見も聞きながら、最終的には総合評価の審査委員会にかけて点数を決定しているところでございます。

それから、3点目の分離発注でございますけども、確かに今回につきましてもプレハブ棟1棟と木造2棟の解体工事がございます。なぜその分については、例えば町内業者の発注としないのかという意味だと解釈をしておりますけれども、全体的な工程から見ますと、総合評価にはしておりますけれども依然として厳しい工程でございますので、一括した監理のもとで発注するのが年度内完成に向けて、一番よいのではないかとこのところから分離発注はせずに一括発注をしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） まず、この地域活性化公共投資臨時交付金1億959万円。1億円以上の財源が入っておりまして、今回の工事発注によりまして、どれだけ地域活性化に結び付けていくかということが非常に重要になってくると考えておりまして、どのようにして地域活性化を図ろうとされておるのかお聞きをいたしておきたいと思っております。

それから、補助基本額が単価 17 万 600 円ということでしたけども、掛けた数字は基本額全体のいくらかということは聞いておりません。その点につきましてもお聞きをいたしておきたいと思いますし、補助金の 9,449 万円は枠配分ということでしたが、耐震補強の補助金になると思うんですが、国の方では、予備費を取り崩し充当して補助金を交付するというような方針になっておりまして、そのことがこの中に入っているのかどうか。ということですね。その辺を明らかにしといてほしいなというふうに思います。

それと、入札方式の件であります。今回の入札結果をみましたら、総合評価方式による条件付一般競争入札によりまして、同一代表者の共同企業体が 2 件、連続ではないんですけど、ここ最近の大型工事 2 件落札したということでありまして、1 企業体に偏ってしまったことにつきまして、どのように考えておられるのか。そして、このような結果から、大型工事が連続しますと、やはり入札方式を指名競争入札等に見直される考えはないのか。ということをお聞きいたしておきます。

次に、総合評価方式の技術評価点の採点でございますが、最数的には指名委員会で決定するということではあります。点数の下評価といいますか、下ごしらえといいますか、担当課 2 名と監理課の 2 名で行っているということではあります。非常にこの評価につきましては、いろんな技術的な専門的なものが求められるというふうに思いますが、その体制で本当に正しい評価ができているのかと疑問に思います。それで、最終的には国交省の専門家に意見を求めているんだと。こういうことではあります。その国交省の最終的に意見を求めている学識経験者がこの建築の専門家なのかどうかということをお聞きしたいと思うんです。国交省の場合は、福知山河川国道事務所だと思うんですが、こういう建築の学識経験者がおられるのかどうかというのが疑問でございます。ということでありまして、コンクリートの品質向上の項目で三煌・藤田・山本共同企業体の代表者は、生コンの業者でありまして、その評価点が 1 点というのは意外でありまして、3 点とっているところが 4 社か 5 社ございますが、そこどう違うのか。専門家が提案したことが 1 点でしか評価がされていないというのが、ちょっと一般的には説明がしがたいんじゃないかなというふうに思いますので、どこが違うのか明確にご説明願いたいと思います。

それと、工期が厳しい中で分離分割発注ができなかったということですが、そしたら先程、総合評価方式では工程は厳しくないということで総合評価方式をとったという答弁しておられて、分離分割発注は、工期が厳しい中でできないという先程の答弁と相違しますので、どちらか統一して下さい。工期は厳しいのか、厳しくないのか。でしたら、この分離発注の答弁は取り消してもらわんとあきませんので。はっきり言うて。

そして、分離分割発注した場合ですね、当然工事費は高くなりますし、予算的には財源的にようけているというようなことで、町としてはコスト面では下げたいところで、できるだけ一括発注という方法をとってきていると思うんですが、今回の解体工事を分離した場合、いくら工事費が高くつくのかということをお聞きいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 国庫の財源の関係でございますが、配分の基礎額として国のほうから数値をいただいとるものは１億５，２３９万円ございまして、これに算定割合１００分の５５というのを掛けますと、当初の国庫の配分額８，２６３万１，０００円という数字を当初いただいております。その後、追加配分ということで、最終的に９，４４９万円ということで、交付決定をいただいたんですが、これの上積みの経過については明確には私のほうにも伝わってきていないというところございまして、総額の予算の中で上乘せがなされたものであろうというふうに理解をいたしております。

それから、おっしゃっておられました耐震の国の予備費の活用がこの中に入っているのかということでございます。この件については、申し訳ございませんが私のほう認識不足でそこまでの勉強ができておりません。答弁ができないところでございます。お許しをいただきたいと思います。

それから、地域活性化の関係で臨時交付金いただいておりますところでございます。どこまで地元がこの地域活性化が反映させることができるのかというお尋ねでございます。明確に数字で表すことができれば非常によろしいかなとは思いますが、今これから、この工事の発注をしてかかっていたくということでございますので、基本的にできるだけ町内で調達できるものはお願いをしていきたいというふうに思っておりますところでございますのと、あわせまして地元の業者さんがこの工事の共同企業体に２社入っておられるということも含めて、総合的に出来る限りそういう地元業者さんにこういった工事の恩恵があるようにというふうに思うところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ご質問でございますけども、たまたまかも知れませんが、同じ業者さんが最近落札という結果になっておるがどうかということであったと思います。

保育所の工事と同様に代表者の方は同じ業者さんでございます。同じ総合評価でやっておりますのでそういう点で見ますと、提案に慣れておられるといえますか、得意分野の業者さんであるというのと、もちろん価格も影響しておりますので、それは結果の他はないというふうに考えております。

それから、こういう結果を受けて一般競争じゃなしに指名競争にする考えはどうかということであったと思いますけども、3年前からそれまで執行しておりました指名競争入札から一般競争入札ですとやってきておりますので、大きい業者さんですとそれ相応の技術者も抱えておられますので、そういった業者さんを疎外するというわけにはいきませんので、同じように窓口を広げるべく今後も一般競争入札で執行はしてまいりたいと思っております。

それと、総合評価の点数の関係についてですけども、国交省へ行きまして最初の評価の項目を決める時にまず1回目。そのあと下審査をした後国交省に出向きまして、ご意見を頂戴しております。副所長さんにつきましては、議員さんご指摘のとおり、どちらかというと道路と河川が専門の方でございます。ですけれども国交省ということでいろいろな案件を審査されておりますので、そういった意見もたくさんいただきますので、そこは学識経験者ということでご意見を頂戴しているところでございます。

それから、もう一つ今回参加されました三煙産業さんは、ご存知のとおり亀岡市で生コンクリートのプラントをお持ちでございます。その業者さんがなぜ評価が低いのかということでございますけども、コンクリートの品質向上につきましては、体育館の壁の型枠を組んだときに上のほうから一括して生コンクリートを流し込むのではなしに、打ち込みの投入口を途中に2、3箇所開けるといような提案も他社でございました。そういう提案とかそれから特殊なバイブレーターによりまして、コンクリートを万遍なく打設するといようなことが他社の提案にはございまして、何分その辺りのところで三煙産業さんにつきましては、評価すべきところが一つだけであったということでございます。

それと、先程も申し上げましたけれども、工期がないということで総合評価であったり価格競争であったりということでございますけれども、仮に今回分離発注をしますと設計レベルの話ですけども、建築本体、電気、機械設備それぞれ分けて発注をしますと、設計価格で約350万円割高となります。そういった財政的な面もございまして、今回解体工事業の許可ももっておられる町内の業者さんも参加されておりますので、そういった面で分離発注とはせずに一括発注したところでございます。

審査の関係ですけども、最終的には総合評価の審査委員会つまりは指名委員会の委員が最終決定をしております。下評価といいますか、担当課と監理課の職員によりまして審査をするわけですけども、担当課の監督員はもちろん工事の内容もよく知っておりますので、いろいろな提案が出てきたときにはそれ相応の評価ができておると思いますし、その意見をもって国交省の方の助言もいただいておりますので、全体的な評価としては正当な評価ができておると考えております。

それと、金額ですけども、解体だけの金額というのは今手元に数字がございませんので申し訳ないですが、ご了解いただきたいと思います。

○ 議長（西山和樹君） 暫時休憩いたします。

再開は１０時２５分といたします。

休憩 午前 １０時１０分

再開 午前 １０時２５分

○ 議長（西山和樹君） それでは、議事を再開いたします。

山田監理課長。

○ 監理課長（山田洋之君） 先程ご質問ございました解体にかかる費用でございますけれども、概算ということでご容赦願いたいと思いますが、現在の屋内運動場の撤去にかかります費用が約１，８００万円。それから、体育館の後ろにありますプレハブ棟の撤去にかかります費用が約１６０万円。それと木造の倉庫にかかる費用１棟３０万円が２棟分で６０万円。合計しますと２，０２０万円程度の費用ということでございます。

解体工事を分離しますと、合計ですけども約３５０万円割高になるということでございます。

○ 議長（西山和樹君） 篠塚君。

○ ３番（篠塚信太郎君） 町内業者への工事発注の関連であります。議長から報告がありましたように、７月２２日に総務文教常任委員会で桧山小学校校舎・屋内運動場の増改築工事の現場踏査を行いました。工事は順調に進んでおりまして、体育館の基礎工事で鉄筋工も行われておりましたが、工事現場にクレーン車がきておりまして作業をしておりましたが、そのクレーン車はですね、町外の業者でございまして、町内にもクレーン業者ごっついとこあるなと思って、現場監督になんで京丹波町の業者雇わへんのやということで質問をしましたところ、工事金額がぎりぎり安いさかいに安い業者やないと雇えへんのやと。こういうことを言うんですね。ですから、安かったらええもんではないと、逆に言うと町内業者は高いということにもなるんですね。ですから工事金額が安いぎりぎりやさかいに町内業者を雇えへんのやということになったらですね、やっぱり安いだけではあかんということで最低制限価格のことをやっぱり検討していかんなんのではないかなというふうに思いますし、この件に影響がね、低価格で入札するとこういうところにも町内業者にしわ寄せがきているという現実があるということだけ現場踏査でわかりましたんでね。このことお伝えしておきたいというふうに思いますし、今後の参考資料にしていいただきたいなというふうに思います。

先程、次長からもできるだけ物品とか工事資材の調達は町内業者にするように徹底をする

ということでございますので、下請け業者も優先的に、なかなかぎりぎりの中でやっていくのは難しいかも知れませんが、業者に徹底をされているのかどうかと、今後されるのかお聞きをいたしておきます。

次にですね、入札方式の件でございますが、こんな大型工事が連続して発注されるということはまれであります。しかし、町内業者は大変な不況でございまして、仕事が本当にないという、売り上げも大幅に落ちているという状況でありまして、土木建設業者のうち法人町民税を申告している法人で法人町民税を支払っている、いわゆる黒字のですね、会社は何社あるのかということをお聞きいたしておきたいと思えます。これは、申告期限的に平成21年7月から平成22年6月までの申告分についてご答弁をお願いします。

3点目の総合評価方式の評価の採点でございますが、答弁では正当な評価をしているということですが、先程も申しましたように、専門業者が1点というようなこともございまして、以前からもいろんなこういう疑問というような話も聞くわけでありまして、もう少し町のほうも評価技術が向上するまで総合評価方式を取りやめられる考えはないかお聞きをいたしておきます。

それと、評価点の採点結果につきまして、業者からの問い合わせがあった場合、十分な説明がされて業者が納得をされているのかという点につきましてお聞きをいたしておきます。

次に分離発注の関係でございますが、答弁いただけなかったんで、これぐらいのコスト高であれば、言えへんのでね。ですが、350万円以下であるということは間違いのないわけでありまして、それぐらいなコストであればですね、これ工期厳しいないんですね。はっきり言うて。総合評価方式をやってますんでね。先程答弁漏れなんです、これも。どっちかこれ工期が厳しいのか、厳しくないのか、両方答弁あったさかいね。どっちか統一してほしい言うたけど答弁漏れなんで、これも後で答弁してくださいね。

地域活性化の交付金も財源として入っているところでありますので、本件の契約後ですね、変更契約してでも分離発注をされる考えはないか、この件については町長にお聞きをいたしておきます。 以上です。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、地元の調達関係でございますけれども、できるだけ私どもとしてはお願いをするという立場しかないというふうに、強制的にということは無理でございますので、できるだけお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、事業者さんの方もやはりこれまでの取引の関係でございますとか、コストの関係、そういったことも含めてお考えいただいとることもあろうかと思えますので、私どもといた

しましては、先程申し上げましたように、できるだけ調達できるものは調達していただきたいというお願いを申しあげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 3つ程ご質問をいただきました。町内業者さんで法人税等の黒字業者は何社かということでしたが、現在手元に資料がございませんので、ご容赦願いたいと思います。

それと、総合評価方式ですけれども、最近の大型案件につきましては、総合評価方式をやっておりましたが、これを一時取りやめて価格競争にすることは考えていないのかというようなことであったと思いますけれども、以前も言いましたが、試行段階でもございますので金額的に大きい工事、また特殊な工事につきましては、出来るだけ総合評価でやりたいという気持ちは変わっておりません。年度内に数十件というような件数はこなせませんけれども、そういった対象案件がありましたら、引き続き総合評価の方式をとってまいりたいというふうに思っております。

それと、評価の内容については、入札結果と同じ時期に公表をしております、業者さんのほうから評価点の項目についてご質問を受けます。他社の方の評価した項目とかは伏せておりますけれども、説明を求められました会社の方の評価につきましては、面談しまして説明をしておりますので、その中で納得をいただいていると思っております。

それと、工期は厳しいのかどうなのかということでございますけれども、小学校につきましては、先程も言いましたけれども夏休みというところに集中をしなくてはならないということで厳しい工程でしたし、今回の中学校の屋内運動場につきましても、3月18日という工期の中で全体としては厳しいと思っております。そういうようなこともあって実施工程の管理方法ということで、総合評価の項目の中に取り入れて業者さんの提案を求めていますので、厳しい中でも総合評価方式を取り入れて、出来るだけ全体の構成員も町内業者さん2社とかではなしに3社ということで、少なくとも2社の方は町内業者に入っていただくような総合評価方式で執行したところでございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 質疑聞かせてもらって今後活かしていきたい、参考にしたいとまず考えております。解体の分離発注については、今回については、もう終わっておりますので不可能なことなんです、こういうことについてもできるだけ町内業者さんに分離入札ができればしていきたいと思っております。

全般について、ある程度議員の皆さんには理解していただいていると思うんですが、今答

弁しているようなことを町長室で報告を受けまして、そして最終私が決断して現状の入札方式を採用しているわけですが、質疑応答聞かせてもらって、一層調査研究を深めて入札方式全般について私なりのまた判断を示していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山和樹君） 岩崎参事。

○参事（岩崎弘一君） 法人町民税の関係につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在持ち合わせておりませんので、早急に調査の上、先程の資料とともに出すような方向でいきたいと思っておりますので、お許しを願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 私も今の質疑と答弁をお聞きしている中で、入札について1つお聞きしたいんですが、国の経済対策の交付金を使った事業ではあるわけでありましたが、保育所と今回の中学校の屋内運動場の落札者が同じだということで、山田課長がそれは入札の結果であるというような答弁でありましたが、やはり一つの考え方として国のこういう景気対策という特別の交付金を使つての事業でありますので、一回この交付金の事業を請け負った企業については次の入札にはのいていただく、こういう考え方もある必要ではないかなというふうに考えるんですが、その点についてはどのように考えられますか。お聞きをしておきたいと思います。

また、今回の落札にはならなかったんですけど、入札参加業者の中にも、三煙・藤田・山本特定建設工事企業体というのがありますが、三煙さんの業者さんは違いますが、藤田・山本特定建設の事業所は、今回の桧山小学校の事業も厳しい状況の中で仕事をされているということをお聞きしているわけでありましたが、そういう参加業者もこの中学校の屋内運動場の入札に参加されているということでもありますので、こういうところは、一般競争入札といえども国の景気対策の事業についてはやはり参加資格というかそういうのから除外するいうかそういうことはできないのかどうか。特に地域活性化ということで、地元の業者の仕事おこしということで国が行っている事業でありますので、対象的には一回落札した業者は次の交付金事業からは省くということは考えられないのかどうか。町長にお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先程もお答えしたとおり、全般調査研究して結論を出したいということでもあります。外すことは可能かどうか含んでという意味です。全般について入札制度そのものを調査研究しまして、また議員の皆さんにお諮りして改めるべきは改めていきたいということでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 若干、前任者の方と関連するかもわかりませんが、2、3質問をしたいと思います。

まず、既存の体育館の解体費用ですけれども、大体これぐらいというご回答でしたけれども、予定価格の算出のときに積算をするわけですから、大体じゃなしに確実な数字を把握しておられるのが当然だと思うんですが、私も解体費用についてどれくらいかというのが後の質問にも関連しますので、お聞きをしたかったわけです。ちょっとその辺の感覚はおかしいように思います。

そこで、本来の質問を2、3したいんですが、まず、今回従前と同じR C工法鉄筋コンクリートの構造の建物をされたわけですが、なぜこの構造にされたのか。ものの本によりますと、広い空間を要する建築物、屋内運動場とか屋内展示場はR Cは経済的とか構造的、特に耐震性とかであまり向かないのではないかというような一般論ですけれどもしてあります。

にもかかわらず、こういう方法を選ばれたということにつきまして、ちょっとお聞きしたいのは、何もこれがいろいろと検討された中でベターだったというのならよろしいんですが、本当にそうなんかなというように思います。そこでお聞きしたいのは、今回R C工法を選ばれたことに関して、他の構造物ですね、例えば重量鉄骨とか木造とかテント構造とかいうようなこともあると思うんですが、どういう構造物を列举されて、それに対してどんな内容で検討されたのかお聞きをしたいと思います。特に、耐震性とか経済性とか品質管理の安易さ、特に今回、コンクリートの品質管理についてうとてられますけれども、これは私も15、6年の経験しかありませんけれども、建設業に携わってまして、真夏、真冬のコンクリート工事というのは一番やりにくいいうんですか、品質管理をすんのはやりにくい。真冬はまだ暖めることは可能なんですけれども、真夏にコンクリートを冷やす行為というのは非常に技術的に難しい。特に打設作業につきましては、非常に困難だというようなときにかかわらず、なんでこういうような構造をされたのかというあたり。非常に疑問に思います。

それと、工期が少ないというのが分割、工事の中味の分割、例えば電気工事とかそういうことじゃなしに、工事の作業内容ですか、先程から出てますように、解体整理と解体と建築とこうなんで分離されないのかというたら、いつも工期がない工期がないとおっしゃいますけど、建築方法によっては、もっと工期をちゃんと短縮する方法があります。先程言ったように品質を管理する方法もあります。その辺のこと。

それから、もう一つ大事なことは、先程解体費用が1,800万円ほどこうおっしゃったんですけど、実際はもう少し高くかかるんじゃないかと。といいますのは、今京丹波町の

かつて使っていた校舎とか役場の庁舎、その他公共施設も解体費用が高くついてそのまま放置している物件が非常にたくさんありますね。これぐらいの金額でできるとは思われません。例えば、瑞穂病院あれもたぶん鉄筋コンクリートだと思いますが、あの解体費用がですね、1,800万円そこらでできるような感じはいたしません。平米2万1,000円くらいになりますねこれ。計算しますと。その辺のこと。

それから、もう一つ、これは考えないかん、発想の転換をしてもらわないかんということは、また今回新築した建物というのは、30年後とか50年後に解体しなければなりません。そのときに、なぜ重量鉄骨でしとかわれないのかと。そうすると、鉄資源のリサイクルができるわけです。やっぱり公共事業である以上ですね、そういう地球環境とか地球資源についても配慮した検討が本当にされているのかどうか。その辺のことと、まず最初にお聞きしたいと思います。

その後、入札方法についても若干の疑問がありますので、お聞きしたいと。まずはじめにその二つのことについて、どういう構造物を検討されたのか。そして、それについてそれぞれどういう検討されて、その中であえて鉄筋コンクリート工法を採用されたのか。お聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） たくさんご質問をいただきまして明確に全てお答えできるかどうかでございますけれども、どういった構造にするかまずは検討したのかということでございます。鉄筋コンクリートあるいは鉄骨、木造そういったものを並べて内部でこと細やかに検討したかという経過は私は存じ上げておりません。したがって、一定設計を委託いたしました設計業者から鉄筋コンクリートの提案をいただいたということで、それに基づいて設計をお願いした経過であろうというふうに思っております。

様々こういった構造物の建築にあたりましては、議員さん今おっしゃっていただきましたように、耐震性の問題でございますとか経済性あるいは品質管理、工程の管理、施行場所、それからその後の維持管理といいますか、保全管理こういったものを総合的に当然判断すべきであろうというふうに思っておるところでございます。

鉄筋コンクリートと鉄骨造りの比較で議員さんも先程来お話をいただいておりますけれども、耐震性につきましては、どちらも法律で定められた基準は当然クリアをするように設計をしなければならないということになっておるところでございますが、経済性こういったものを考えてみますと、これも一般論ということになるかもしれませんが、鉄筋コンクリートの構造の場合は、躯体には費用が一定かかるというふうに伺っておるわけでござ

いますが、仕上げ、そういったものにはあまり費用は要しないと。片や、鉄骨造りにいたしますと、耐火構造にしなければならないということでございますし、防音、それから機能的にも仕上げ材こういったものも使わなければならないということに伺っておるところでございます。

それから、対応年数でございますが、鉄筋コンクリート造は47年というふうになっておりますし、鉄骨造は34年ということで、こういった対応年数上の部分ではやはり鉄筋コンクリートのほうが有利かなというふうにも認識いたすところでございます。その他、施行場所の問題等もございますし、狭小な今回のような場所で施行するのにはどちらが有利、不利という部分もございますし、その後の維持管理というか保全管理こういった部分で、鉄骨はどうしても錆がくるといふ部分もございますので、そういった部分の維持管理がどのようなものかということで、同じものを同じような大きさで双方鉄筋コンクリート、鉄骨造並べて比較して建築したということはないわけでございますけれども、一般論としてそういうようなことも言われておるといふふうに私どものほうも伺っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） ちょっとお聞きするんですが、現在の体育館ですね、今回取り壊す体育館というのは何年経っているんですか。30年から経っているんですか。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 建築年が昭和32年3月ということになっておりますので、かなり相当の年月が経過しております。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今お聞きしたんですけれども、回答していただいたのは事前に私がこういうことを教えて欲しいということで、質問したのをそのままになってまして、一般論で答えていただくのは非常に私は残念に思うんです。私が質問したものを今回の工事に合わせていただいて、一般論じゃなしに個別論としてどうなんかないかという回答がしていただきたい。こういうように思います。特に申し上げておきたいのは、今回、先程町長さんから入札方法についてももう今さらという話ですけども、やはり将来京丹波町を担う子供のための建物で、そういう施設を今後もやられるんですね。設計業者、デザイナーに任しきりというのはやっぱりまずいんじゃないかと。やっぱりもう少し京丹波町にあった構築物を造る。お金が高くかかっても必要なものは作らなければならないし、また自分のかい性にあったというか、経済力にあった建物をせんならん。その辺の判断を、町民いわゆる議会がすべきだと思うんですが、この前からずっと申し上げているように、こういうことについての町民の参加という

のが何もないわけです。そういう機会がね。町民一人ひとりにはできませんからせめて議会が参加できるような方法を今後考えていって欲しい。そのようにつくづく思います。

そういうことで、今回は仕方ありませんが、一般論と申し上げましたけども、私は個別論としても重量鉄骨でされるべきもんじゃないかと思います。そうしとけば将来の改築とか先程出ましたエレベーターを取り付けるとかいうのにわざわざ耐震補強をする必要はなくなります。ただ、デザインの的には梁が入りますので、窓の取る位置とかいろんな関係で問題はあると思います。

それから、重機、材料等の搬入について、進入路の問題等があります。しかしこれもあの場所だったら何ら問題ないとこのように思います。一つ真摯に先程申し上げましたいったん自分達でよく考えてその上でやられる。任せてるということじゃないように一つくれぐれもお願いしたいことを申し上げておきます。

それから、次に入札方法についてお聞きをします。

先程からも出てましたが、今回入札に7業者が参加されてまして、うち1業者は最低価格を下回るということで失格をされております。残り6業者の一番高い人と一番低い人を比べますと、155万円。税抜きですけどもです。ところが一方ですね、技術点の1点を金額に換算しますと、落札者の金額で229万8,000円。約230万円です。ということは、金額による競争入札の意味がない入札をしていることになるんじゃないですか。入札された業者の金額の1番多いのと1番少ないのの差額以上にその評価点の価値の方が高いということは、はじめから金額入札じゃなしに、技術の問題みたいなものにしたらいいんじゃないかなというように思います。その辺どうお考えなのかどうかということと、それから私非常に疑問に思いますのは、施行計画3項目について、それぞれ3点を満点に出しておられる訳ですけども、全部で9点が満点になるようですけど、この1点のウェイトというのは非常に高いわけですね。それを先程からお聞きしてますと、職員やとか若干専門的でない国交省の人に頼むとか、そういうことになってますけど、本当に大丈夫なんかなというように感じます。特に落札業者のコンクリートの品質向上と実施工程の管理方法で満点になってます。特にコンクリートの品質向上ということですけど、これを提案しておられることによって品質が向上するという担保する何か技術的な具体的な方策というのはとっておられるんですか。その点お聞きします。

それから、全業者の評価された資料を議会に提出をしてほしいと思います。これは要望ですけども、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長(山田洋之君) 2点ばかり質問いただきました。今回につきましては7JVが参加したところでございます。今ご質問ありましたように、最低価格から落札の入札額を見ますと、150万円の間に皆さんあるというようなことでございます。その差があったということでもあります。1点の重みというのが200万円以上単純に計算しますと今回でしたら二百数十万円がでておるわけですが、応札される金額というのが最近の入札の傾向としてはどうしても最低制限価格に近い辺りでの競争がなされておるようでございます、そういった点につきましては、競争性というのは薄らいでいるかも知れませんが、総合評価方式でございますので、技術評価点と両方から落札者を決定するということでございますし、1点の重みは確かに重たいのでございますけれども、技術の評価と応札額の割合によって落札者を決定したということでございます。そういう点では多少価格競争というのは働いていないところもあるかも知れません。

それから、評価項目の3項目をそれぞれ提案いただいております、評価できるものにつきましては1点を加算するというので、9点満点で評価をしております。落札者につきましては、コンクリートの品質向上というところで満点の3点をとっておられます。提案されました評価というのは必ず履行していただくというようなことで、監督員が施行計画書の中にももちろん盛り込んでいただかんんことがございますし、仮に履行されない項目があれば工事成績評定というので点数をつけとるわけですが、減点をするというようなことで一定の担保は持っているところでございます。何よりも必ず実行をしていただくということでございます。

評価の細かい内容につきましては、今後また検討し、資料の提出につきましてもまた回答したいと考えております。

○議長(西山和樹君) 寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 再度お答えいたします。今回の質疑を十分今後の参考にまずすることと、何せ非常に難しい入札制度なんで、いまして時間をいただいて調査研究して、それなりに私の思いがでた時には議員の皆さんにお諮りしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(西山和樹君) 横山君。

○1番(横山 勲君) 私も今回提案されています議案61号につきましてお尋ねをしてみたいと思います。

まず最初は、度々出ております総合評価方式に係りますことでございますが、桧山小学校の増改築の契約の折にも担当課長よりご答弁で総合評価方式にすると手続きに日数がかかる

という理由で一般競争入札にするという答弁がありました。そこで、最終的には設計の終了日が見えないわけですが、桧山小学校の設計の開札日を調べますと21年8月20日。そして建築の公示日が5月31日でした。今回の瑞穂中学校の設計の開札日が21年11月9日。そして建築の公示日がこの6月15日になっておりました。今申し上げますように、設計の完了日が見えないわけですが、設計から公示日までの期間が一番短いのは今回の中学校の体育館だというふうに思われます。短いということの中で、このことの一貫性の問題でご答弁いただいていますことについてどうであったのかお尋ねをいたします。今申し上げますように、さらに設計の終了完了日が見えませんので、するわけですが、設計の完了後、建築工事の完了日までかなりの日数を経過をしておるわけですが、なぜもっと早く建築の工事の公示ができなかったのか。設計完了日はいつであったのかお尋ねをいたします。申し上げますのは、今日デフレの経済下ではありますが、物価変動があった場合等については、これだけの期間がかかっておりますと、そこに将来的には危惧することもあるのではなかろうかなと、こんなふうに思いますのでお尋ねをいたします。

それから本件は、町長にお尋ねをいたします。度々今回の質疑の中で町長から今後は十分検討したい。調査あるいは研究をして議会にも諮っていくという答弁をいただいております。ぜひひとつそういうことで、私からもお願いを申し上げておきたいというふうに思うわけですが、今日までも町長は常に出来れば町内の業者にとってもらったら嬉しいんやけどなあと、監理課を中心にして入札行為を行っていただいておりますので、町長から見守っていききたいと、こういうご答弁を今まではいただいていたところですが、結果的に保育所、小学校、中学校これら全ての工事、実に12億6,000万円余りになるわけですが、全ての工事の頭が町外業者となったところですが、今回も入札額では、今も出ておりました一番高い業者、峰山の山寅さんが評価点108ということで、結果的に落札をされたわけです。一番高い業者がその評価点でもって落札されたというのは一般の町民サイドから見ると、何か不自然な感じを持たれる部分もあるのではなかろうかなというふうに思うわけですが、この辺について、町長としてどんなふうな思いでおられますのか、2点目お尋ねをいたします。町内の業者の振興といいますか、育成といいますか、これはしいては町民の働く場所の提供、働く場所をいかに町としても確保していくのか、ここへ繋がってくるというふうに思うんです。今、大変な状況でございまして、業者含めて町民が働く場所を今探しておられる、求められておられる方がたくさんいらっしゃいます。このことが1点。

それから、実は私の町では先だって台風23号の来襲によって大きな被害もあったわけで

ございますが、そうしたあるいは今各地でゲリラ的な被害も出ておりますが、町内に大きな被害がありますと、これらが発生しました場合には町内業者との約束を一部していただいておりますが、この町内の業者が大変な助っ人といいますか、役割を果たしていただくことになるわけですが、こんな状況では町内の業者が技術者を確保していくことすらも難しい、困難な状況になっております。視点としては、雇用の問題、そして災害時救急時の対応について、やっぱり考えていかないとならない。こんなふうに思いますので先程から町長から今後検討して調査研究したいということの中にそのことも含めてぜひひとつ検討をお願いを申し上げたいというように思います。

さらに、評価点の問題でございますが、今後も大型工事についてはやっぱりこういう方法を基本的にはとるということで、従来から提案をされ、あるいは確認しとるわけですが、このままではどうもならんというふうに実態は思うんです。そこで、お尋ねするわけですが、総合評価方式に町内業者については、別途評価の加算点を設けて、そして町内業者が落札に有利なそういう制度を作るべきではないかというふうにかたっぽでは思うわけですが、そうした町内業者に別途評価の加算点を設けるような制度について、どのようにお考えなのか町長にお尋ねをいたします。

それから、分離発注の問題でございますが、これも私も小学校のときに申し上げましたとおり、なぜ本当に分離発注ができなかったんだろうと残念でかなんのんです。体育館の解体です。これは工期と本当に関係があったんでしょうか。直接的に事業が体育館は新しいのを建てますから使わないんです。最悪の状況にあっては休んで、来年の夏休みでもよかったと思うんです。23年度でも。極論ですよ、これは。そういうのを含めて私は本当に深い検討をいただいていたのか。そういうことについて少し疑問を思うことがございますので、お尋ねを町長にいたします。

それから、設計管理についてお尋ねをしていきたいと思うんですが、今回の体育館の設計、京都市内にあります内藤設計さんが585万円で設計をされとるんです。管理は福知山の日匠設計さんが605万円なんです。実は設計料よりも管理料は高いんです。こんな不自然です。ということをひとつどういうことであつたのか落札の結果だといわれればそれまでというように思うわけですが、状況等について把握いただいておりますならば、こうした不自然さについても答弁いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。まず、今までにお答えした全般についてのということで、答弁をしておりました。と申しますのは、行政の継続ということで私が町長になった

からといってこのことを変更したことがないということで、そういう答弁をしておりました。

何せいろいろ質疑を聞いておりまして、何とかしてこうしたらどうか、例えば町内業者優遇策を設けてはどうかというようなご提案もございました。そういうことを含んで、今後調査研究して一つの考えがまとまったときにはご提案申し上げたいということでもあります。

また、二つ目に一番高い金額のところの仕事をするということについて、一般の町民さんには疑問を持たれるんじゃないかというようなご指摘もありました。私も庁内でそういうことについても指摘をしたりしております。あるいは今災害が起きたときにどうなんだ。ということについても指摘をしております。本当に表現としては遠くの親戚よりも近くの他人さんのほうが頼りになるんやでと。あるいは先程の町民の皆さんに不自然な思いを抱かせるということについては、本当に真摯に受け止めんなんの違うかと。このことについては、町民というより納税者、負担をされている方の心情として福知山から物を買ったり、あるいは亀岡から物を買ったり、あるいは近くの人じゃなし他の人に仕事をしてもらうなど納税者は望んではらへんはずやとか、いろんな言葉を尽くして現在庁舎内でいろいろと検討、調査研究すでにしているところです。確かにご指摘いただいたように出来るだけ町内業者さんという思いは私自身も抱いているところです。そういうことを含んで、お時間をいただきまして入札方式全般について一つの結論を出していきたいとそんな思いであります。以上であります。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 一つご質問がございました。平成21年度に実設計業務を発注しまして、そのときは確かに内藤建築事務所が落札をしております。そのときの予定価格につきましては、1,606万5,000円に対して614万2,500円という金額で落札をされておりまして、落札率が非常に低うございまして、38.24%という最低制限価格を設けておりませんので、そういう落札率になったわけでございます。そういう形で今回の管理業務につきましては別で発注をしておりまして、予定価格1,026万9,000円に対しまして落札が635万2,500円ということで、落札率は実設計業務よりも高く61.86%であったということで、かなり昨年の実設計業務が低い落札率で落札されたという、これも結果でしかないわけですが、そういうことで今回の管理業務のほうが少し割高になっているということでございます。

総合評価方式の加算点の問題であると思うんですけども、試行ではありますけれども19年度から総合評価方式を順次しておりますけれども、今後の問題として町内業者の方には別の加算点を設けるというような地域密着型といいますか、京都府のほうでは一部実施をされ

たりしておりますけれども、そういうことも今後検討していく必要があるかとは思っております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただ今、設計と管理のことについてお尋ねをしたわけですが、実に瑞穂保育所に今回関連がありますので、さかのぼるわけですが、瑞穂保育所ではいわゆる設計が福知山の日匠設計が落札されとるんです。その日匠設計さんの設計のいわゆる落札率が、40.86%なんです。2,320万円の予定価格に対して948万円やったんです。それから管理が同じように日匠設計が落札されとるんです。管理も設計も日匠設計さんなんです。これが、落札率が91.55%でされとるんです。いわゆる設計と管理との落札率を答弁いただいてませんので申し上げとるんです。それから桧山小学校が京都市のゲンブランさんがされておりまして、落札率が38.5%。それから管理が福知山の日匠設計さんで落札率71.45%。今回の瑞穂中学校について、設計が先程申し上げましたとおり内藤設計さんで、落札率が38.23%。管理がまた日匠設計さんなんです。61.86%なんです。先程ご答弁いただいたとおりです。このことを見ますと、設計と管理の関係ですね、なぜ管理料が高いんだということを少し質問したわけですが、全て管理を日匠さんがされとるわけです。何かしらここに不自然さを覚えてかなんのです。このことについてまず最初にお尋ねをいたしておきます。

これからご質問することは、少し本会議ということについてはいささか私もどうかなという思いはするわけですが、続けさせていただきたいと思うんですが、実は設計管理の話なんです。町内にも1級建築事務所をお持ちの業者が私の知る限りでは6箇所か7箇所あるというように思います。しかし、登録を承認されておりますのは、瑞穂の前田さんですか、だけでありまして、それ以外は登録もされてないわけですが、いろいろそのことについて設計事務所の代表の方に2、3会ってまいりまして、そしてご意見を頂戴したわけですが、むしろ設計事務所の代表の方がそっぽを向いておられる、極端なことを言いますと。今までいろんな経過もあったようでございますが。ほとんど地元にもらえないのに書類を出す。出してもその書類がどうのこうのでクレームをつけられる。ということで今申し上げたように実態としてはいらっしゃるんです。私はやっぱりこのことは今後の町の姿勢としても町内業者、建築土木の業者のことばかり言うてますけれども、町の姿勢の問題がここにあるだろうと思うんです。このことをぜひ一つどういう状況であったのかご答弁をいただきたいと思います。いわゆるこのことを含めた町内業者の育成の話でございます。

それから、これは先程議員から質問があったわけでございますが、私は設計というのはか

たっぽでは夢を語る部分だというふうに思うんです。その夢は、私なら私が自分の小さな車庫を建てるときでも、あるいは離れを建てる時、家を建てる時でもどんな形にしよう、どういうことにしたら一番使い勝手がいいんだろう。一番いいんだろう。といろいろ夢を語りながら、家を買うときなんかもそうです。するわけですが、私は、将来の町の姿をどうするのか。学校施設にあつては子供たちにその建物を通じて何を求めていくのか。本心はどうなのか。このことがぜんぜん見えてこないんです。先程村山議員さんもそのことをおっしゃってました。そういう設計ということについて、夢を語るもの、そのことについてどのようにご認識をいただいておりますのか。あるいはまた設計が見えておりませんから、われわれは。今回されておりますように、おそらく現場説明会をされとることだと思うんです。

5億円からといいますと、本来は設計コンペまでやるかもわからんです。そういう意味では設計の現場説明会の持ち方といいますか、どんな形でされとるんだろうなど。あるいは予定価格の決め方もですね、どんな決め方をされとるんだと。逆に管理業務については、最低制限価格は決められてないんです。何か知らんけど私はずっと理解することが実は出来ないんです。今も申し上げましたように、ある工事では設計と管理とが同じ業者になっておるんです。本来は同じ業者の場合が確かに詳細設計までは設計業務はしませんから、必要かなというふうには思うんですが、なぜ先程申しあげたようなことで日匠設計さんが。結果ということでおっしゃっていただいたらそれまでのもんなんですけども、管理と設計が一緒になるのか。ある部分は二つは別々。このへんのことも何かすら少しすっきりしないんです。あるいはまた管理業務に関しまして、本来は施行管理であり、工期管理であり、詳細施行図のチェックなどだと思うんですが、管理業務の責任の範囲といいますか、ここらもですね、きちんとやっぱり一回議会に対して明示していただきたいと。特に私も桧山小学校を工期的に一番心配するんです。

以上、本来の提案されとります議案から離れた部分があったかもわかりませんが、ご答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 4点ばかり質問いただいたんだと思っております。ご質問ありましたように、桧山小学校でしたらゲンプランというところが実設計をし、管理業務は日匠設計さん。瑞穂保育所ですと日匠設計が実設計をし、管理業務も日匠設計がしている。今回の中学校につきましては、先程言いましたが、実設計は内藤建築事務所。また同じく設計管理業務は日匠設計やということでございます。入札の結果といえばそれまでかも知れませんが、それ以上言うことはございませんが、考え方としましては、実設計業者と管理業務は違

うときの方がいいかも知れません。チェックを兼ねるという意味で、あえて違う業者がされることがいいかも知れませんし、逆に実設計業務から携わっている業者さんが管理業務もされるということがいいという考えもあるかも知れません。ただ、業者さんがたまたま最近の建築の管理業務につきましては日匠設計さんが3案件とも落札をしているという結果でございます。

それと、町内業者さんの関係ですけれども、確かに登録をされております建築設計事務所というのは1社だけでございます。できるだけ業務に携わっていただきたいということで、入札の要件なんかも緩和をしておるわけですが、建築本体工事はもちろん、電気設備というところの管理業務をいただくときには、電気なり設備関係というところでの技術者も出させていただかんなんというところがございますので、なかなかそういった面では町内業者さんが参加される場とはなっていないというようなことも事実ありますが、今後工事と一緒にですけども、できるだけ町内の方が受注できるような要件設定といいますか、そういうものを町長も申しておりますけれども考えてまいりたいと思っております。

それから、設計業務についての現場説明会をどうもっているのかといった質問であったと思いますが、特に設計業務についての中味がわかる設計書ですとか図面等はお示しをしたりしておりますけれども、特に現場で業者さんに一同に介していただきまして説明をするというようなことは現在のところもっておりません。

それと、管理業務の業者さんの責任の範囲をどう考えるかというようなことでございましたけれども、工期内に建築物が完成するように全体の工程管理はもちろん、細かい施行図の内容につきましても、審査をいただきますし、その辺りは監督員と一緒にになって、もちろん責任を持っていただいて、建築物が無事に工期内に完成するようにご努力をいただいているところでございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 度々申し上げて大変恐縮でございますが、本件のこうした設計だとか、管理やとか、また土木の事業では測量だとかいろんな町には事業があると思いますが、先程から町長よりご答弁をいただいておりますように、町内業者の育成のためにも是非ひとつ調査研修を進めていただいて、町長の指導といいますか、執行に期待を申し上げ、ぜひこれらが実施いただきますように要望をいたしておきます。

それと、いま一つ答弁漏れというように思いますが、工事管理業務については、最低制限価格が実は設けられていないんです。なぜ、最低制限価格が設けられないのか。本来これらの管理業務については、設計金額がわかっておるわけですから、予定価格というのは当然そ

こにもつかめておりますし、なぜ最低制限価格がこれだけは設けられてないのか。ほとんどの案件が今回の案件3件全てでございますが、お尋ねをして私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 設計業務関係について、なぜ最低制限価格がないのかということでございます。町の財務規則によりますと、最低制限価格というのを設定するのは130万円以上の工事又は製造の請負に関することということでございますので、設計管理業務につきましては、除外をしております。

ただ、最近の落札結果を見ておりますと、50%に近い値くらいで平均落札率が推移をしたりしておりますので、自治体によっては業務についても最低制限価格を新たに設定するような町村なんかも出てまいっておりますので、その辺りは指名委員会等で今後、業務についても最低制限価格を設ける設けないの話はまた審議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 今のは答弁漏れに対する質問でございましたので、もう1点だけ今のことについてよろしいですか。

今、財務規則で130万円とおっしゃいましたね。しかし管理業務は落札金額これみえますと、先程申し上げておりますように瑞穂保育所の予定価格が781万円。桧山小学校が1,100万円。瑞穂中学校が978万円。という予定価格になっておるんです。その予定価格は今おっしゃっております金額よりも多いんじゃないですか。ご答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 確かに130万円は超えておりますけれども、先程申しましたように、本町の財務規則によりますと、最低制限価格をすることができる契約というのは、予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負契約ということで限定をしておりますので、設計業務と管理業務も含めましてその分については対象外として執行しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、今議論になっておった件で1点だけ申し上げておきたいんですが、桧山小学校の時やったと思うんですけども、設計業者が管理業務を行うのが普通ではないかというのをお尋ねしたときに、当然違う業者でチェックをするということが必要なんだという答弁があったと思うんですが、今保育所は日匠さんが設計も管理も一緒と、こういうことやったんですが。ちょっと見解が相当違うなという点だけ

を指摘をしておきたいと思うんですけども。やっぱり一貫性をもったやり方をやっていただきたい。やるべきだという点を申し上げたいと思います。

特に工期の問題とかいろんな問題も出されておるんですが、小学校の問題は、来年4月で統合というのを決めてやってきた大きなそういう矛盾としわ寄せが出てきておると思うんですが、2件とも21年度の継続でやっとするわけですけども、その中で、特に財源問題で今もありましたように地域活性化の財源を投入しとるわけですが、本来地域活性化の財源というのはもっと町内のいろんな業者が仕事おこしやらそういうところに使おうという目的やったと思うんですけど、それが大きな1億円以上のお金がこういう改築に使っておると、財源問題もあったかと思うんですけども、そういう面から言いますと、先程次長からもありましたけれども、できるだけ地元調達をお願いするということだったんですが、通常税金使ってやる場合には当然こういう立場やと思うんですが、ことのほか今回の場合は地域活性化の財源1億円以上投入しとるわけですから、そういう面では町長自らも業者にそういう要請をするとか、そういうことも今回の場合特別必要やと思うので、その点についての見解を伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、桧山地域の中心部に、桧山小学校の増改築そして今回中学校の体育館の工事ということで、これから半年余りの7カ月の間に集中した工事がやられると、そういう点から言いますと、本当に業者の進入といいますか、これも当然大朴からの進入と、小学校の場合はそういう説明でしたけれども、中学校の場合もそこから入らざるを得んと思うんですけど、そういう点では相当工事車両等が集中すると、そして工期の問題というこういうことがあるんですが、その辺の調整ですね、地元の業者やまた入札業者、建設業者その辺のことが非常に大事になってくると思うんですけど、その辺はどういうように考えておられるのか1点伺っておきたい。そして子供も授業をやるわけですから、非常にそういう点ではいろんな問題、課題もでてくると思うんですけども、その辺の調整はどうかという点。

それからもう1点、町長にお尋ねしておきたいんですが、発注者は町長でございますので、担当は教育委員会になっとんですが、小学校の増改築、そして今度中学校の体育館の工事と、そして教育委員会は国民文化祭の準備をしていかんなんと、それ以外に当然通常の業務をこなすということになるんですが、当然人事異動なんかでそういう体制配置はされておると思うんですが、今もありましたように、いろんな課題や問題が出てきておるわけでございますけれども、そういう中で今の体制で十分いけるのか。さらに強化をする必要があるんじゃないかという心配をするんですが、工期内の完成とあわせて、担当しておる教育委員会としては、どういうように町長としては指示をされたり、相談をされたり、体制の問題も含めて考

えておられるのか。あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。町内業者の育成、あるいは地域経済振興、財源がそういうことで、全般について今回の質疑を参考にさせてもらって時間をいただいて調査研究した結果、皆さんにお諮りして入札方式全般を考えていきたいというふうにまず考えているということと、今ご指摘いただいたように、教育委員会のほうのことについて、派遣人事についてもそういうことも含んで十分考えてさせてもらったように自分では考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 先程も少しお話をしましたが、実設計業者と管理業務が同じ業者が良い悪いということですけども、先程私が言いましたのは、違った業者がやるのがチェックを兼ねるという意味で良いとする考え方と、実設計なり基本設計からお世話になっている方に管理業務もお世話になるほうが良いという、ふた通りの考え方があるということでございます。

それから、今ご質問がございました今回の工事車両等の進入の関係でございますけれども、生徒はもちろん、近隣の住民の方、また現場でお世話になる作業員の方の施工中の安全確保ということで、総合評価の中の評価項目にも特に取り入れておりますので、その辺りは落札された業者さんが提案されております床面の足場工をより多く設置して、生徒等に落下物が当たらないですとか、現地の作業員さんについては足場工をより細かく設置する等の安全確保にかかります提案を受けておりますので、そういった面で業者さんに間違いなしに履行をしていただけるものと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 工事の中味というより、工事車両ですね、二つの工事現場相当大的な工事でありますし、あと半年余りという中で、相当車両の問題、進入車両の関係をよく調整をしてやっていただかんと、一同に同じところに車両が出入りするということになるんじゃないかと思うので、その辺のことを申し上げたんで。その辺は業者間の調整もこれからきちっとやられると思うんですけども、その点もう一度確認をしておきたいと思うのと、桧山小学校のときだったと思うんですけど、お尋ねしたときに、今担当課長から設計と監督業務は違うほうがいいんだと、そういう答弁をいただいたのであえてお尋ねしたんですけど、それぞれの見解があるということはもちろんあると思うんですけども、当然入札を一緒にやれば金額も低くなるということもあろうかと思うんですけども、この間の小学校の時には別のほう

がチェックができていいんだと、そういう説明を聞いたと思ったので、もう一度お尋ねした
んで、町の見解としてはどうなのかという点をもう一度お尋ねしときます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 工事車両の進入等の関係でございますが、議決いただきますと、明
日に早速そういったことを業者さんと打ち合わせをすることになっております。当然、安全
に進入をしていただけるように十分な配慮をお願いしたいと思っております。

ただ、現時点で桧山小学校のほうは大朴の信号から町道をお世話になっとるわけでござい
ますが、この瑞穂中学校については、非常に鋭角に逆戻りに反転をして進入せんなんという
状況がございます。従いまして、今業者さんの思いとしては、正面から入るということも検
討されとるようでございます。そういった点で、当然警備員等交通の関係で十分生徒の動線
と重なる部分が出てくる場合には、当然そうした安全な配慮をお願いしていかなければなら
ないというふうに思っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 以前の答弁を全て覚えておるわけではないですけども、たぶん管理
業務と設計業務同じ業者のほうが良い悪いというふた通りの考え方があるというふうに答弁
したつもりでおりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

議案第61号 平成21年度（繰越） 京丹波町立瑞穂中学校屋内運動場改築工事請負契
約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

なお、篠塚議員からの質問に対しての答弁ができていないことと、横山議員からも同じく
答弁漏れが出ておりますことに対しましては、後刻、文書でそれぞれの担当課から報告をし
ていただくということをお願いをいたしておりますので、よろしくご理解をください。

昼食時間を超過するかもしれませんが、このまま続いて、議案第62号にかかりたいとおもいますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 異議なしと認めます。

次に議案第62号 平成22年度消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約についての質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 消防自動車ポンプと小型動力ポンプ積載車ということで、積載車が3台。この自動車ポンプと小型動力ポンプの3台。いわゆる4台分が3,795万7,500円ということであると思うんですが、そのうちの消防ポンプですね、これが約600万円くらいやと聞いたんですけれども、この600万円と、そして架装代も含んでおるんだということをお聞きしたんですけれども、この明細を消防ポンプで600万円。そして架装代がなんぼ。そして小型自動車動力ポンプはと、これもおそらく自動車と動力ポンプと別々やと思うんですけれども、この明細を報告していただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 消防ポンプ自動車でございますが、車両本体価格が約600万円でございます、艀装費が約840万円という状況でございます。従いまして、1台1,680万円ということになっております。

小型動力ポンプ付積載車につきましては、3台でございますけれども、1台当たりの車両本体価格というのは300万円ということになっております。艀装費につきましては、1台当たり100万円余りということでございます。

合計といたしまして、小型動力ポンプ付積載車につきましては、1台1,205万円ということでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 小型ポンプは、自動車が300万円とそして、架装代が100万円ですか。これ大体1台当たり1,200万円というんですけれども、この架装でどんな内容なのか説明願います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） すいません。ちょっとはしょってしましまして、申し訳ございません。艀装費が100万円ちょっとあるんですが、その他に付属品がございまして、標準付属品、それから取付け品及び取付け装置というものが一式という形になってくるわけでござい

ますが、そうした内容でございまして、あわせて1, 205万円になるということでございます。詳細は非常に多くございますので、今この場では申し上げにくいところでございますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 艀装代やら、ここに車両の全塗装、赤色塗装ということになっておるんですけれども、もっと簡単に聞きたいんですけれども、小型ポンプは1台1, 200万円ということですか。そしたら、3台で3, 600万円ということやね。そしたら、自動車ポンプは600万円の840万円の架装で1, 440万円。これ計算合わへんのちがうんですか。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） そしたら、正確に申し上げますと、内容の細かいところでございますが、車両本体価格が610万円でございます。艀装費が一式で835万円。それから付属品でございますが、これが5種類ほどございまして、標準付属品というのが一式で76万8,000円。警備変更付属品というのが一式36万8,000円。取付け品及び取付け装置ということで一式61万7,000円。警備変更取付け品及び取付け装置一式4万円。特別付属品及び特別取付け品一式ということで、55万7,000円。そういうことになりまして、合計1, 680万円になると。そういう内容でございます。失礼をいたしました。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 4台で約3, 800万円ですけども。大体ね、こういう内容で承認してもらおうというのはなめとる。もっとね、こんなこと言わんでも自動車ポンプ1台なんぼやと。架装代がなんぼやと。そして小型ポンプも自動車がなんぼ。ポンプがなんぼ。合計で1台当たりなんぼになるんやということぐらいはね、参考資料で出すべきなんですよ。こんなこといちいち聞かんなんということ自体が間違いです。これからね、いちいち言わなくても、それぐらいの参考資料は出すべきやと思うんで、その辺よろしく。

○議長（西山和樹君） 明細は出せませんか。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） ご指摘のとおりだとは思いますが、この内訳書につきましては、全体の設計の中で個々の業者が作成をしております、やはり企業秘密的な部分もございまして、細かく何がいくらでという当たりについては伏せていただきたいというのが実態なんです。

従いまして、おぼろげにしかしゃべっておりませんで申し訳ございませんが、一定はそういうこともあるということで、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 野口君。

○9番（野口久之君） 細こう出せは言うてません。1台当たりなんぼやということぐらいの明細ぐらいは出さなんだらね。こんなんで、はいそうですか、ほな承認しよ。賛成します。こんなことできないんで、やっぱり、自動車ポンプは1台なんぼやと。小型ポンプはなんぼやということぐらいは明細に書いてもらわないと、付属品まで一点一点なんぼやということまで言うてくれいうとん違います。3台、4台分が約3,800万円やと、こんんでどうですかいうようなことはおかしいと思う。そんなこと聞かんでもそれぐらいのことは、おおざっぱでもいいんで1台当たりなんぼやと。いうことぐらいは参考資料として出すべきやというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 以後そのように出来るだけさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

議案第62号 平成22年度 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第3回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

正午 閉会